

太田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 223,022	千円 88,350,619	千円 2,950,372	千円 13,783,182	% 15.6	% 12.7

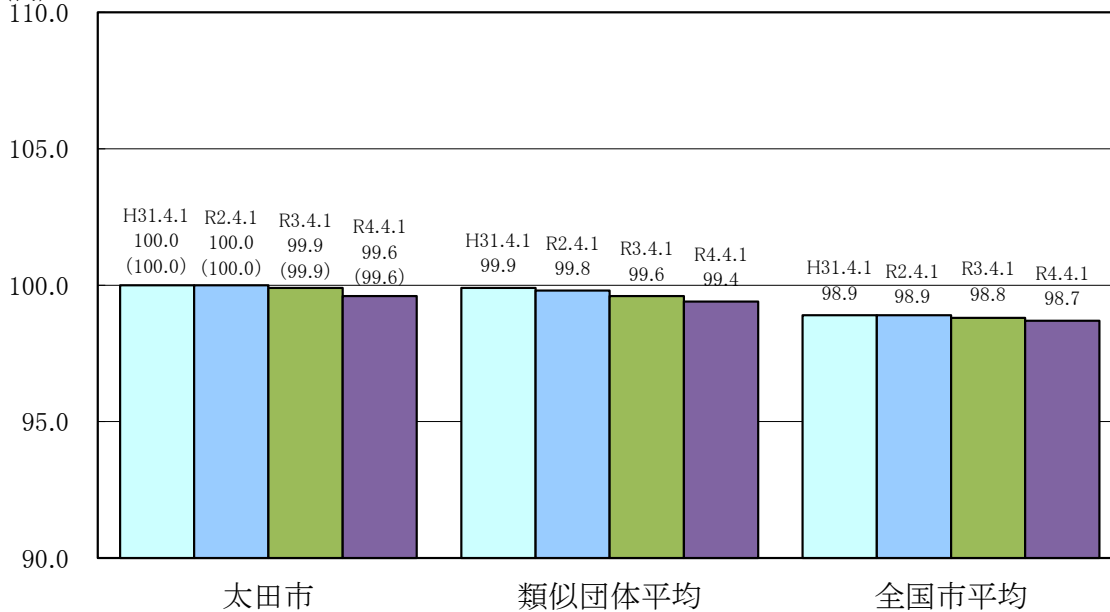
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1,365	千円 5,295,437	千円 1,159,543	千円 2,158,255	千円 8,613,235	千円 6,310	千円 6,357

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
—	—	—	(— %)	—	—	0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
—	—	—	—	—	—	4.4

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施予定時期)平成28年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、太田市においても3%を支給。
 (実施時期)総合的見直しによる国基準の変更がなかったため、従前から引き続きの実施。平成28年4月1日時点は3%、給与改定後についても3%を支給。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
太田市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	43.1 歳	330,623 円	398,245 円	375,275 円
群馬県	43.1 歳	330,200 円	408,999 円	361,845 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.9 歳	317,103 円	410,896 円	367,325 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太田市	55.3 歳	19 人	369,574 円	402,515 円	392,858 円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.4 歳	2 人	360,800 円	398,850 円	380,150 円	廃棄物処理業	47.0 歳	306,000 円	1.30
うち学校給食員	51.0 歳	1 人	379,000 円	394,800 円	390,400 円	飲食物調理従事者	43.9 歳	253,700 円	1.56
うち用務員	57.3 歳	3 人	366,367 円	388,700 円	382,500 円	清掃・清掃・包装等従事者	49.1 歳	236,600 円	1.64
群馬県	55.0 歳	64 人	352,600 円	381,453 円	371,755 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	115 人	324,378 円	387,054 円	362,191 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太田市	—	—	—
うち清掃職員	6,547,400 円	4,266,500 円	1.53
うち学校給食員	6,528,200 円	3,368,300 円	1.94
うち用務員	6,488,900 円	3,187,900 円	2.04

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

③-1 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	40.8 歳	378,671 円	429,232 円
群馬県	45.9 歳	382,300 円	431,571 円
類似団体	42.8 歳	375,141 円	445,498 円

③-2 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	44.7 歳	357,400 円	413,580 円
群馬県	43.3 歳	361,700 円	403,075 円
類似団体	39.7 歳	309,264 円	371,838 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	41.6 歳	329,000 円	417,994 円	373,087 円
類似団体	39.3 歳	313,400 円	415,244 円	368,907 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区 分		太 田 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	187,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	153,900 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	149,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	大 学 卒	- 円	209,000 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大 学 卒	- 円	209,000 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	215,800 円	- 円	- 円
	高 校 卒	176,500 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(4年4月1日現在)

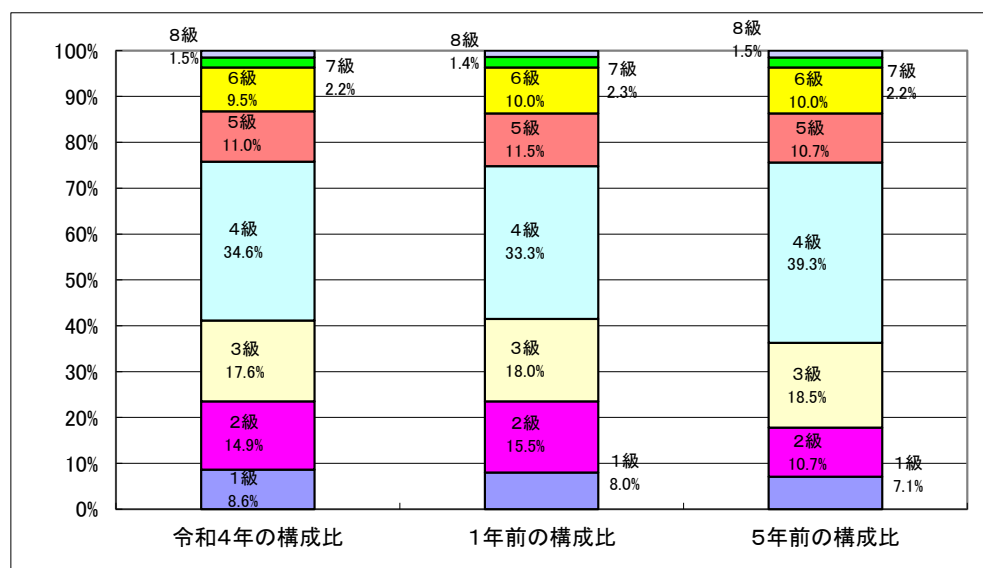
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,589 円	356,574 円	373,942 円	390,470 円
	高 校 卒	240,400 円	323,500 円	368,575 円	376,736 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	354,600 円	365,900 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	300,456 円	410,020 円	427,804 円	453,320 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	274,900 円	348,050 円	379,556 円	385,300 円
	高 校 卒	257,400 円	324,050 円	361,400 円	384,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

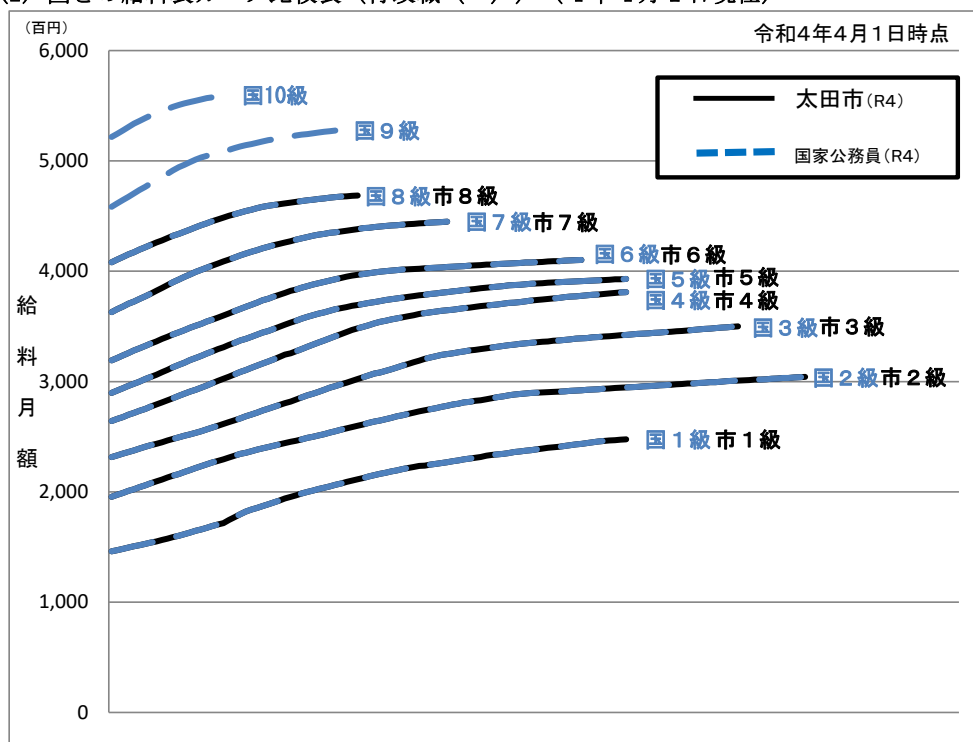
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 主事補	73人	8.6%	146,100円	247,600円
2級	主事	127人	14.9%	195,500円	304,200円
3級	主任	150人	17.6%	231,500円	350,000円
4級	係長 係長代理	295人	34.6%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	94人	11.0%	289,700円	393,000円
6級	参事 課長	81人	9.5%	319,200円	410,200円
7級	副部長	19人	2.2%	362,900円	444,900円
8級	部長	13人	1.5%	408,100円	468,600円

- (注) 1 太田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（太田市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分	○		○	
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太 田 市		群 馬 県		国	
1人当たり平均支給額(3年度) 1,625 千円		1人当たり平均支給額(3年度) 1,589 千円		—	
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9 月分 (0.9)月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 無し		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（太田市）

令和4年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

太 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	7,664 千円	21,548 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)		181,433 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		126,788 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
太田市	3 %	1,431 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)				31,110 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)				94,273 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)				23.1 %
手当の種類(手当数)				14
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫又は処理業務に従事した職員		0 千円	日額 500円
	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事した職員		7,356 千円	日額 3,000円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員		3,772 千円	日額 4,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人の保護又は救護作業に従事した職員		0 千円	1件 1,500円
	行旅死亡人の収容作業に従事した職員		0 千円	1体 5,000円
清掃作業手当	清掃作業(ごみ及びし尿等の収集運搬(ごみ運搬車等を使用した場合に限る。)、焼却若しくは処理等の作業又は河川及び水路の清掃作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		307 千円	日額 500円
	7月1日から9月30日までの期間に清掃作業に従事した職員		141 千円	日額 750円
	12月29日から翌年1月3日までの期間(この期間と連続する週休日を含む。)にごみ及びし尿等の収集運搬、焼却又は処理等の作業に従事した職員		2 千円	日額 1,000円
	動物等の死体処理作業に従事した職員		162 千円	1件 300円
イノシシ作業手当	イノシシ駆除に係る作業に従事した職員		68 千円	1件 300円
危険害虫駆除手当	スズメバチの駆除作業に従事した職員		30 千円	1件 1,000円
有毒物取扱作業手当	健康を害するおそれがあると認められる程度の毒薬又は劇薬(市長が指定するものに限る。)を使用して、病害虫駆除作業又は消毒作業に従事した職員		0 千円	日額 300円
給食作業手当	給食調理員が給食調理の作業に従事したとき、及び給食調理の实地指導に従事する栄養士が実際に給食調理作業に従事したとき		92 千円	日額 90円
道路上作業手当	道路上作業(道路上において、舗装作業等道路の維持及び修繕に関する作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		460 千円	日額 400円
	7月1日から9月30日までの期間に道路上作業に従事した職員		234 千円	日額 600円
	現業を行う職員が、道路上作業に従事したとき(別に定める職員の区分に応じ支給する。)	班長	60 千円	月額 2,500円
		副班長	0 千円	月額 2,000円
主任		60 千円	月額 1,000円	
下水道施設作業手当	下水道施設のしゅんせつ、清掃、保安点検等に従事した職員または水洗便所改造工事に伴い、著しく不快な調査、実施指導に従事した職員		46 千円	日額 400円
災害作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、動員命令により現場作業に従事した職員		0 千円	日額 500円
公害調査等業務手当	公害に関する調査、測定等又は環境汚染有害物質等の試験検査の業務に従事した職員		15 千円	日額 300円
緊急出動手当	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務を免除されている場合において、市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害又は事件若しくは事故(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあるため、緊急に勤務を命じられて現場に出動し(事前に災害等が予測されるため勤務命令を受けていた者を除く。)、又は職場に出動し業務に従事したとき		31 千円	1回 500円
救急救命士業務手当	救急救命士のみが行える救急処置(訓練等を除く)を実施したとき		407 千円	1回 700円
深夜特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務としているもので、午後10時から翌日5時までの間に深夜業務に従事した職員		11,617 千円	2時間以上 550円
			1,996 千円	2時間未満 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	218,493 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	221 千円
支給実績（2年度決算）	167,981 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	170 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 6,500円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)子 10,000円 (2)父母等 6,500円 3 特定年齢にある子 1人につき5,000円加算	同		189,204 千円	267,615 円
住居手当	自ら居住するための住居を 借り受け家賃を支払っている 職員に支給する 家賃の額に応じて支給 上限28,000円 家賃が16,000円を超える 場合に限る	同		74,466 千円	295,500 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給 (月額55,000円を限度) 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 2km未満 支給なし 2km以上 4km未満 3,000円 4km以上 6km未満 4,300円 6km以上 8km未満 4,500円 8km以上10km未満 5,000円 10km以上は国と同じ	一部異なる	交通用具 利用者の 10km未満 の区分及 び手当額 が異なる	84,330 千円	64,869 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る一定範囲の職員に対し て、その特殊性に基づいて 支給する ・部長、消防長 94,000円 ・副部長、消防次長 77,400円 ・参事 72,700円 ・主幹、課長、署長 62,300円 ・課長補佐、分署長補佐 出張所長 56,500円 ・係長 46,300円	一部異なる	国は、 46,300円～ 139,300円	274,940 千円	706,787 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び 年末年始の休日等におい て正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた職 員には、その間に勤務した 時間に対して、勤務1時間 につき、勤務1時間当たり の給与額の100分の135を 休日勤務手当として支給す る	同		90,938 千円	92,136 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	1,010,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,120,000 円/ 670,600 円			
	副市町村長	855,000	円	911,000 円/ 678,600 円			
報 酬	議 長	560,000	円	758,000 円/ 529,400 円			
	副 議 長	515,000	円	708,000 円/ 466,000 円			
	議 員	485,000	円	664,000 円/ 439,000 円			
期 末 手 当	市区町村長	(3年度支給割合)					
	副市町村長	4.45	月分				
退 職 手 当	議 長	(3年度支給割合)					
	副 議 長	4.45	月分				
	議 員						
備 考	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副市町村長	給料月額×在職月数48月×支給率60/100		29,088,000円		任期毎	
	備 考	給料月額×在職月数48月×支給率35/100		14,364,000円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

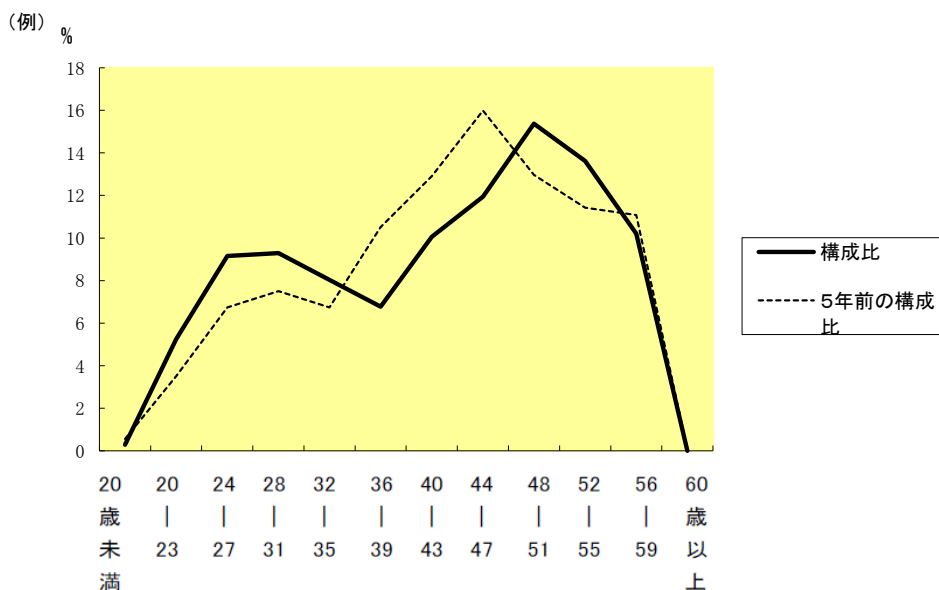
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	12	12	0	事務の統廃合による減 事務の統廃合による増 事務の統廃合による増 事務の統廃合による増
		総務	210	209	△ 1	
		税務	86	87	1	
		民生	136	140	4	
		衛生	85	95	10	
		労働	4	4	0	
		農林水産	45	45	0	
		商工	26	24	△ 2	
	土木	130	132	2		
	計	734	748	14	<参考> 人口1万当たり職員数 33.54 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.23 人)	
教育部門	285	271	△ 14	事務の統廃合による減		
消防部門	346	345	△ 1	事務の統廃合による減		
小 計	1,365	1,364	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 61.16 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.30 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	事務の統廃合による減	
	水道	0	0	0		
	下水道	21	21	0		
	その他	49	46	△ 3		
小 計	70	67	△ 3			
合 計	1,435	1,431	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 64.16 人		
	[1,496]	[1,496]	[0]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	4	75	131	133	115	97	144	171	220	195	146	0	1,431

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	722	721	709	718	734	748	+26(+3.60%)
教育	299	290	299	293	285	271	△28(△9.36%)
消防	335	337	339	342	346	345	+10(+2.99%)
普通会計計	1356	1348	1347	1353	1365	1364	+8(+0.59%)
公営企業等会計計	70	69	65	67	70	67	△3(-4.29%)
総合計	1,426	1417	1412	1420	1435	1431	+5(+0.35%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。